

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第29号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「規定する」の後ろに「こども家庭庁長官および」を加える。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項および第2項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「規定する」の後ろに「こども家庭庁長官および」を加える。

第49条第2項中「読み替える」の後ろに「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官および厚

生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第51条第1項第4号、第80条第1項第2号アおよび第84条第4項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第105条第4項および第114条第3項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「規定する」の後ろに「こども家庭庁長官および」を加える。

第146条第4項、第157条第5項、第157条の2、第172条および第184条の3（見出しを含む。）中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第201条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の11、第201条の22、第202条第2項各号列記以外の部分および第206条ならびに附則第2条第1項第1号中「基準省令」を「基準命令」に改める。

附則第3条中「基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）」を「基準命令附則第5条第1項に規定する旧指定基準」に改める。

附則第4条第1項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

（函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分、第24条第4項、第72条第4項および第105条第5項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年函館市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に、「の法第19条第2号」を「の同条第2号」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第2項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1号または」を「同条第1号または」に改め、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを削る。

第36条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1号」を「同号」に、「法第19条第1号または」を「同条第1号または」に改め、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との後ろに、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを加える。

第39条第2項中「の法第19条第3号」を「の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「法第19条第1号または」を「同条第1号または」に改め、「含む。）」と」の後ろに「，「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改める。
(函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例および函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(1) 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年函館市条例第53号)第26条

(2) 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年函館市条例第7号)第7条第1項

(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項各号列記以外の部分および同項第4号ならびに同条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第39条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。